

令和2年5月26日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和2年5月19日付け2長対広第15号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用
  - ・環境基本計画改定に係る市民アンケート調査業務に伴う個人情報の目的外利用について
- 2 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供
  - ・長岡京市第2期教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について
- 3 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用及び外部提供並びに長岡京市個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集
  - ・特別定額給付金事業に係る虐待により施設等に入所措置等が採られている障がい者及び高齢者に関する個人情報の目的外利用について
  - ・特別定額給付金に係る施設入所等児童等に関する個人情報の目的外利用及び外部提供並びに個人情報の収集について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 3	答 申 日	令和 2 年 5 月 2 6 日
審 議 件 名	特別定額給付金事業に係る虐待により施設等に入所措置等が採られている障がい者及び高齢者に関する個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 2 年 5 月 1 9 日（書面審議）		
内 容			
<p>令和 2 年 5 月 1 9 日付で市長から、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の目的外利用について本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、事務局をして、所管課である総務課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大による家計負担増への緊急支援として、4 月 2 0 日に閣議決定された特別定額給付金が支給されることとなった。</li> <li>・給付対象者は、基準日(令和 2 年 4 月 2 7 日)において、住民基本台帳に記載されている者であり、受給権者はその者の属する世帯の世帯主である。</li> <li>・事業を実施するにあたり、施設入所している障がい者や高齢者の個人情報の提供を措置入所担当課より受けるケースが想定される。</li> <li>・措置等により施設入所している障がい者や高齢者については、施設のある市区町村に住民票を移している場合は、原則通り、基準日時点で措置入所等障がい者・高齢者の住民票が所在する市町村から支給される。しかし、特例として養護者から当該障がい者及び高齢者の給付金申請があった場合、養護者に給付金を支給せず、本人に支給する。</li> <li>・この特例に該当するかどうかを判断するためには、障がい者・高齢者の氏名、性別、生年月日、入所等年月日及び退所等年月日の個人情報が必要であり、本市措置入所担当課から、当該情報の提供を受けるものである。</li> </ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①施設入所している障がい者や高齢者の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。</li> <li>②収集した個人情報は適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。</li> </ol>			